

新しい食品表示制度に完全移行しました！

平成27年4月から、食品衛生法、JAS法、健康増進法に分かれていた食品の表示ルールを統合した「食品表示法」がスタートしました。令和2年4月1日以降に製造された加工食品は、新しいルールで表示されています。表示ルールの主な変更点について解説します。

変更点①原材料名の表示

名称	焼菓子
原材料名	小麦粉(国内製造)、砂糖、マーガリン、チョコレートチップ(乳成分を含む)、卵、食塩／乳化剤、香料、膨張剤
内容量	200g
賞味期限	2020.11.22
保存方法	直射日光・高温多湿を避けて保存してください。
製造者	○●株式会社 東京都府中市～

変更点②アレルギーの表示

変更点③原料原産地の表示

栄養成分表示(100g当たり)	
熱量	454 kcal
たんぱく質	4.5 g
脂質	24.0 g
炭水化物	55.1 g
食塩相当量	0.2 g

ナトリウムは食塩相当量で表示

変更点④栄養成分表示の原則義務化*

*表示可能面積や事業規模、販売方法等により、省略できる場合があります。

変更点① 原材料名の表示

「原材料」と「添加物」が明確に分けて表示されます。

①「添加物」の項目を設けて表示

原材料名	小麦粉、...
添加物	乳化剤、...

② 記号(／)で分けて表示

原材料名	小麦粉、...／乳化剤、...
------	-----------------

変更点② アレルギーの表示

個別表示が原則です。

【原則】～個別表示～

個々の原材料又は添加物の直後にアレルギーを表示する方法です。(同じアレルギー名が何度も出てくる場合は、二度目以降は省略が可能です。)

原材料名	小麦粉(国内製造)、砂糖、マーガリン、チョコレートチップ(乳成分を含む)、卵、食塩／乳化剤、香料、膨張剤
------	------------------------------------------------------

～一括表示～

全てのアレルギーを原材料名等の最後にまとめて表示する方法です。その食品に含まれるすべてのアレルギーが表示されています。

原材料名	小麦粉(国内製造)、砂糖、マーガリン、チョコレートチップ、卵、食塩／乳化剤、香料、膨張剤、(一部に小麦・乳成分・卵を含む)
------	---------------------------------------------------------------

変更点③ 原料原産地の表示

猶予期間は令和4年3月31日まで

国内で製造した全ての一般用加工食品について、一番多い原材料の原産地が表示されます。

①原材料が生鮮食品の場合は原産地を表示

名称	ポテトチップス
原材料名	じゃがいも(北海道産)...

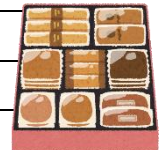


原材料が輸入の場合は原産国名を表示

原材料が国産の場合は都道府県名その他一般的に知られている地名の表示も可能

②原材料が加工食品の場合は製造地を表示

名称	焼菓子
原材料名	小麦粉(国内製造)...



詳しくは消費者庁のホームページをご覧ください。 [食品表示法](#) で [検索](#)

【この記事に関するお問い合わせ】生活環境安全課 食品衛生担当

